

第15回「富県宮城グランプリ」表彰実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「富県宮城グランプリ」表彰実施要綱（平成20年10月31日施行）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、第15回「富県宮城グランプリ」表彰の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(被表彰候補者)

第2 被表彰候補者は、要綱第5第1項各号に定める区分ごとに、別表第1のとおりとする。

2 要綱第6第3項は、別表第2のとおりとする。

(推薦の方法等)

第3 要綱第5第1項の規定により知事に推薦する場合は、要綱第5第2項に定めた推薦書に必要事項を記入し、経済商工観光部富県宮城推進室に電子メール等により提出する。

2 推薦書には、被表彰候補者の実績に関する新聞、雑誌、官公庁広報、ホームページ等の記事（返還を要しないもの（写し可））を添付することができる。

3 推薦書の受付期間は、令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）までとする。ただし、持参する場合は、期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、受付期間中の消印がある場合に有効とする。

(選考方法)

第4 選考は一次選考及び最終選考により行うこととし、一次選考は別表第3に掲げる者が別表第4に定める視点を総合的に勘案し、実施する。

2 知事は、一次選考結果を参考に、最終選考において要綱第5第1項各号に定める区分、富県宮城グランプリ及び特別賞の被表彰者を決定するものとする。

3 選考に当たり推薦内容について確認事項がある場合には、推薦者に対して追加で資料の提出を求めることができる。

(表彰の時期)

第5 要綱第5第1項各号に定める区分、富県宮城グランプリ及び特別賞の被表彰者には、令和9年1月から3月までの間に表彰式を実施し、褒状及び記念品を贈呈する。

別表第1

区分	被表彰候補者
ものづくり産業振興部門	ものづくり産業分野において、品質や生産性の向上、新商品の開発、新たな市場への参入、事業の協業化などに取り組んでいる企業等であって、地域におけるものづくり産業の模範となるもの。
「みやぎの食」振興部門	食産業分野において、6次産業化や高付加価値化、販路開拓などに取り組んでいる企業等であって、地域産業振興への貢献が顕著なもの。
デジタル・トランスフォーメーション(DX)部門	産業分野を問わず、デジタル技術の活用による生産性向上やイノベーション創出などに取り組んでいる企業等であって、地域産業の模範となりえる成果をあげているもの。

別表第2

区分	被表彰候補者
特別賞	独自技術や特筆すべきノウハウ、商品、サービス、ビジネスモデルなどがあり、今後の取組や成長などに大きな期待を持てるもの。 その他、特別賞の授与にふさわしい特色を持つもの。

別表第 3

役職
宮城県経済商工観光部長
宮城県経済商工観光部副部長（3名）
宮城県企画部副部長
宮城県農政部副部長
宮城県水産林政部副部長
富県宮城推進会議幹事会幹事長（※）
富県宮城推進会議幹事会副幹事長（※）

※富県宮城推進会議幹事会幹事長及び副幹事長の所属する団体が推薦者となった場合には、一次選考者から除くものとする。

別表第 4

産 業 振 興（本県の経済発展、産業の活性化に貢献している）	
	・ 業界の生産効率の向上や市場の開拓に寄与している ・ 新市場や異分野への事業展開により、産業の活性化に貢献している ・ 社会や業界の課題解決への取組、発展に貢献している ・ 県内産業へ与えるインパクトが非常に大きい ・ 事業規模に比して特に優れた成果を上げている
創 意 性（独創性や新規性に優れた独自の取組を行っている）	
	・ 新規性や独創性のある商品・サービスにより他社との差別化を図り、魅力的な価値を創出している ・ 生産性向上に対する活動を推進している ・ 既存の枠組にとらわれない方法で事業を推進している ・ 全国的に見ても先進的な取組や並外れた取組である ・ 将来性や今後の成長性・発展性に期待が持てる
地 域 貢 献（地元企業の受発注の増加や雇用拡大等、地域経済・社会の発展に寄与している）	
	・ 地域との連携・協働した事業を推進している ・ 地元からの採用や従業員の定着等の雇用創出・人材育成に取り組んでいる ・ 地域資源やデジタル技術を有効に活用した事業を展開している ・ 社会的課題の解決に資する取組や社会的ニーズに対応する取組を行っている ・ 働く意欲のある者（女性、シニア等）が働きやすい環境づくりに向けた取組を推進している ・ 地域経済における存在感が顕著であり、特筆すべき成果を上げている

附 則

この要領は、令和8年8月31日から施行する。